

## (5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和3年度 決算額	都市計画税 充当額	事業費に対する 充当率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,756,291			3,617,006
都市計画事業 (歳出)	5,114,408	3,756,291	73.4%	3,617,006
8款 土木費	4,335,441	3,038,625	70.1%	2,945,042
5項 都市計画費	1,892,122	942,681	49.8%	982,058
2目 まちづくり計画事業費	261,044	153,882	58.9%	197,055
3目 街路事業費	892,135	151,662	17.0%	158,512
4目 市街地整備費	738,943	637,137	86.2%	626,491
6項 公園費	559,770	360,621	64.4%	334,623
1目 公園整備費	559,770	360,621	64.4%	334,623
7項 下水道費	1,883,549	1,735,323	92.1%	1,628,361
1目 下水道事業費	1,883,549	1,735,323	92.1%	1,628,361
12款 公債費 (都市計画事業分)	778,967	717,666	92.1%	671,964

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。